

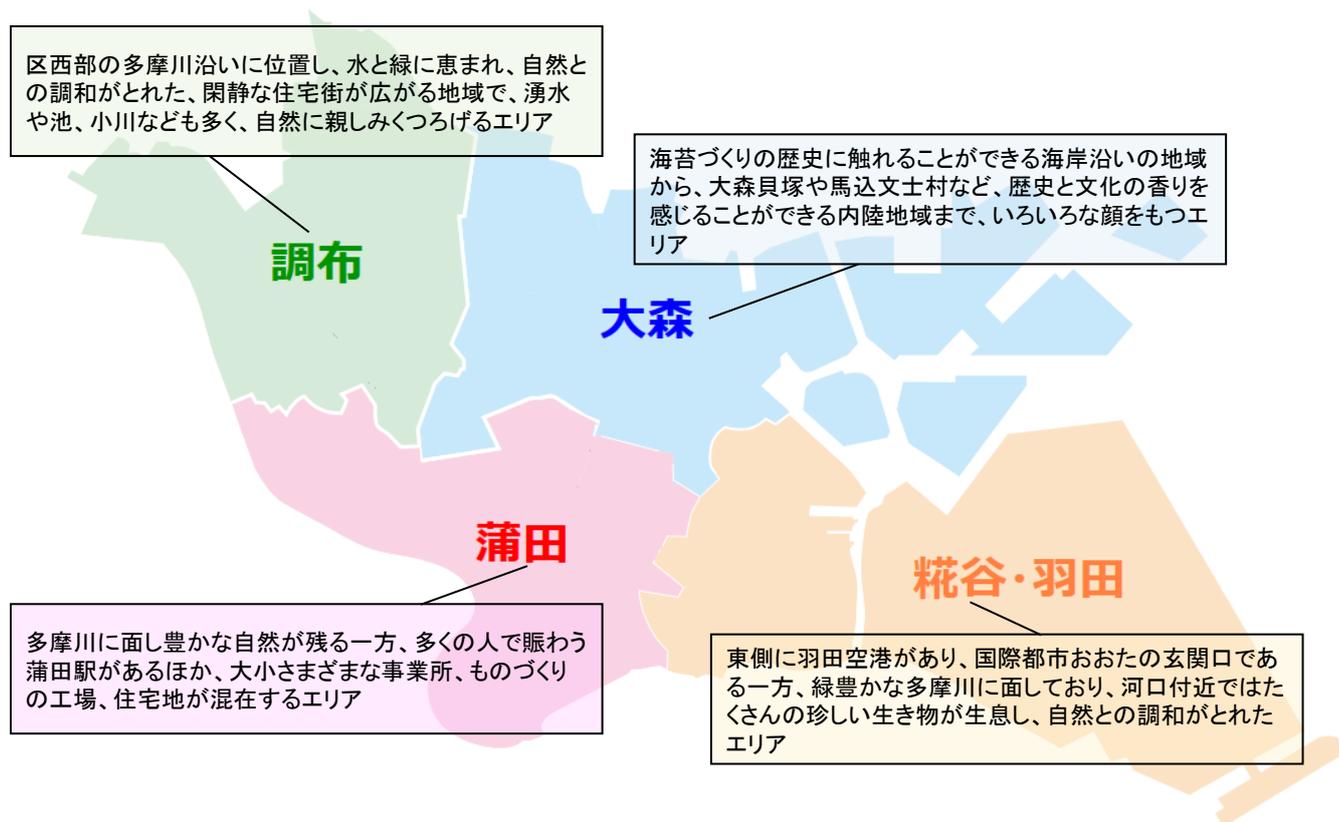
第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

1 大田区の現状

(1) 位置、場所、面積、地域区分

大田区は東京23区の最南端に位置し、東は東京湾、西・南は多摩川に面しています。また、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、神奈川県川崎市とそれぞれ隣接しています。総面積は61.86km²で、23区で最も面積が大きい区です。



(2) 大田区の特徴

面積

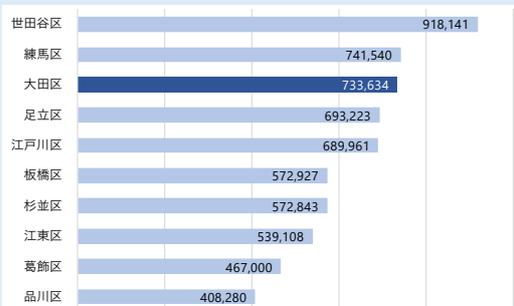
61.86km²
23区で1位



(資料) 国土地理院「全国都府県市区町村別面積調」(令和6年7月)

人口

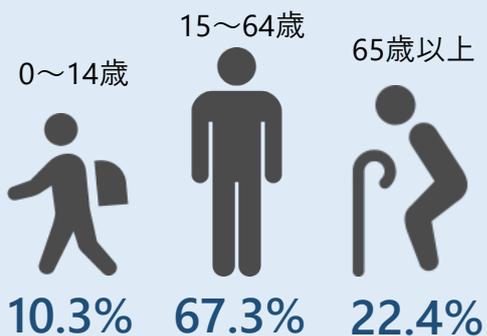
総人口は23区で3位



(資料) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和6年1月1日時点)

年齢

大田区の年齢構成



(資料) 区住民基本台帳データ (令和6年1月1日時点)

外国人

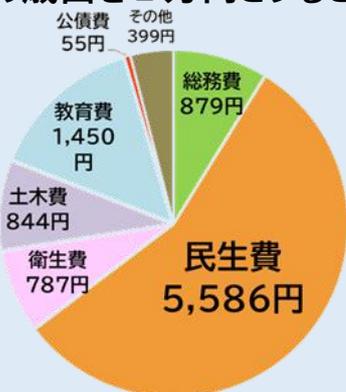
区民のおよそ25人に1人が外国人



(資料) 区住民基本台帳データ (令和6年1月1日時点)

財政

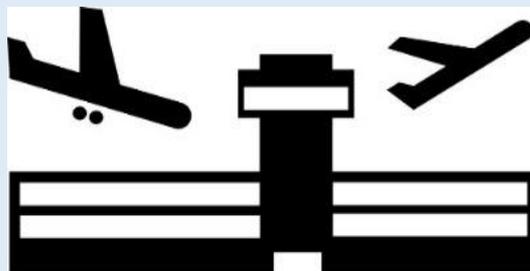
区の歳出を1万円とすると...



最も大きい歳出は民生費、5,586円

(資料) 「OTA シティ・マネジメントレポート」をもとに作成 (令和5年度決算)

空港



世界と繋がる日本の玄関口、
羽田空港

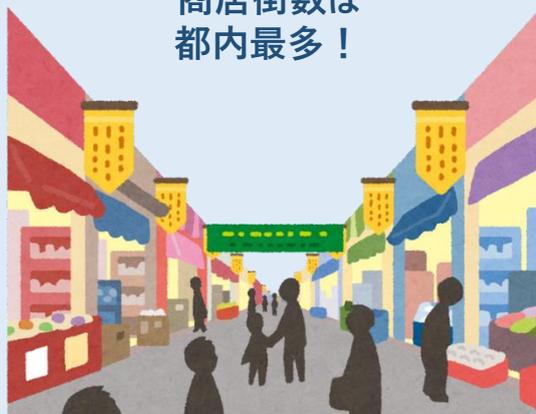
ものづくり

製造業事業所数は
都内最多！



商業

商店街数は
都内最多！



新産業創造・発信拠点

イノベーション拠点
「羽田イノベーションシティ」



銭湯

大田区の銭湯は都内最多！
「黒湯」が有名



SDGs

2023年度、「SDGs未来都市」・
「自治体SDGsモデル事業」にW選定！



大田区公式PRキャラクター

はねぴよん ©大田区

大田区の特徴である
羽田空港、桜、銭湯をPR



産業構造

企業単位の売上高、付加価値額では製造業が最多、
事業所単位の事業所数、従業者数では卸売業・小売業が最多



資料：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」を基に作成

(3) これまでの総合計画とまちづくりの進展

ア 「大田区基本構想」(昭和 57 年度～)、

「大田区長期基本計画」(昭和 58 年度～平成 12 年度)

昭和 57 年に、21 世紀をめざしたまちづくりのため、「安全で快適な、活力と思いやりのある、文化・福祉都市」を将来像として掲げた、大田区では初となる基本構想を策定しました。

大田区は、東京南部の工業地帯と住宅地の中核として発展していましたが、着実に進む高齢化や、産業構造の変化への対応、公害などによる居住環境の悪化などが解決すべき課題となっていました。

この時期以降、バブル経済の崩壊などの社会状況の変化がありましたが、区は、高齢化に対応した福祉サービスの充実や産業振興拠点の整備、生活環境及び都市基盤の整備などを進めました。

イ 「大田区長期基本計画 おおたプラン 2015」(平成 13 年度～平成 20 年度)

前計画の目標年次となる平成 13 年度を迎える頃の社会は、ICT 技術の進展がグローバル化を後押しした時代でした。この頃は高齢化だけでなく、少子化についても社会課題としての認識が強まっていました。また、平成 12 年に都区制度改革が実施された結果、特別区は基礎的な地方公共団体として位置付けられ、区民に身近な事務が東京都から区に移管されました。

計画策定以降の社会を取り巻く状況は、ライフスタイルの多様化、国際競争の激化など大きく変化しました。区では、子ども家庭支援センターの開設などの子育て支援体制の充実や産業集積の維持・発展に向けた支援、京急蒲田駅を中心とした連続立体交差事業などを推進しました。

ウ 「大田区基本構想」(平成 20 年度～)、

「大田区 10 か年基本計画 おおた未来プラン 10 年」(平成 21 年度～平成 30 年度)

平成 20 年に基本構想を策定し、「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」を将来像に掲げ、「地域力」「国際都市」を区政のキーワードにしました。

この 10 年間は、世界同時不況による長期的な経済停滞や少子高齢化の更なる進行、羽田空港の国際化、東日本大震災による防災意識の高まり、保育園待機児童の増加など、大きな社会状況の変化がありました。

区は、地域力の土台となる地域の担い手づくりや地域活動拠点の整備、地域力応援基金の創設による活動助成などによって、地域との連携・協力を強化することで、防災・防犯、福祉、子育て、教育など、様々な分野の地域課題解決に取り組み、「地域力」を活かしたまちづくりを推進しました。「国際都市」の実現に向けては、外国人区民も暮らしやすい生活環境整備や国際理解・国際交流などを推進しました。

エ 「おおた重点プログラム」(令和元年度～令和 2 年度)、

「新おおた重点プログラム」(令和 2 年度～令和 6 年度)

令和元年の台風 19 号の影響により、区内で大規模な被害が発生し、防災・減災を重視したまちづくりが、より強く求められるようになりました。

翌、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会情勢や区を取り巻く状況を一変させ、区民生活や区内経済に大きな影響を及ぼしました。区は、全事務事業の見直し・再構築を行うことで経営資源を再配分し、区民生活及び区内経済を支える緊急対応等を迅速に実施しました。また、ポストコロナを見据えた、デジタル技術の活用による地域活動支援や ICT 教育の推進、公民連携や働き方改革等による新たな自治体経営へのシフトなどを進めました。

令和 4 年 6 月、新空港線の整備に関する都区負担割合を含む事項について、東京都との合意に至りました。同年 10 月には、第一期整備の整備主体となる第三セクター「羽田エアポートライン株式会社」を設立するなど、新空港線を昭和 57 年の基本構想に位置付けて以来、実現に向けた大きな一歩を踏み出しました。令和 5 年 11 月には、新産業創造・発信拠点である「羽田イノベーションシティ」がグランドオープンし、「先端」と「文化」の 2 つの産業を柱に、地域経済の活性化、国際競争力の強化を推進しています。

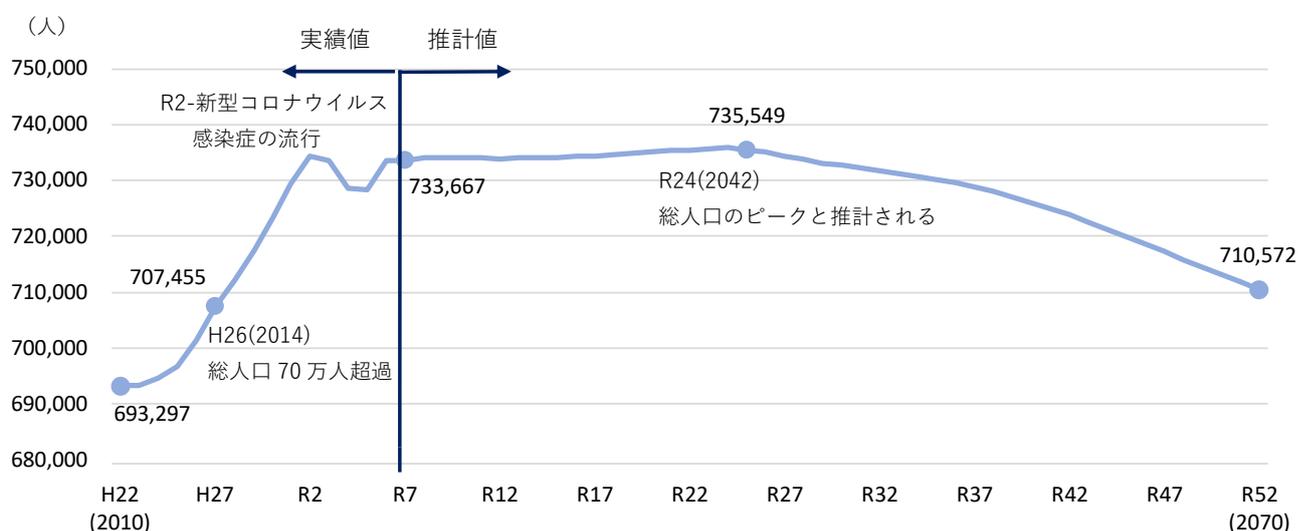
(4) 現状の人口、人口推計

ア 大田区の総人口

大田区の近年の総人口は、転入者数が転出者数を上回る転入超過により増加し続け、平成26年には70万人を超えました。その後も増加傾向は続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、令和2年は転入超過数が大幅に減少し、令和3年には2,000人以上の転出超過となり、総人口は減少しました。その後、令和5年に約6,000人の転入超過となったため、令和6年は前年比で総人口が増加しました。

令和7年以降の人口推計では、当面の間、増加傾向で推移しますが、令和24年ごろ(2042年ごろ)をピークに減少傾向に転じる見込みです。

図表 大田区の総人口の推移



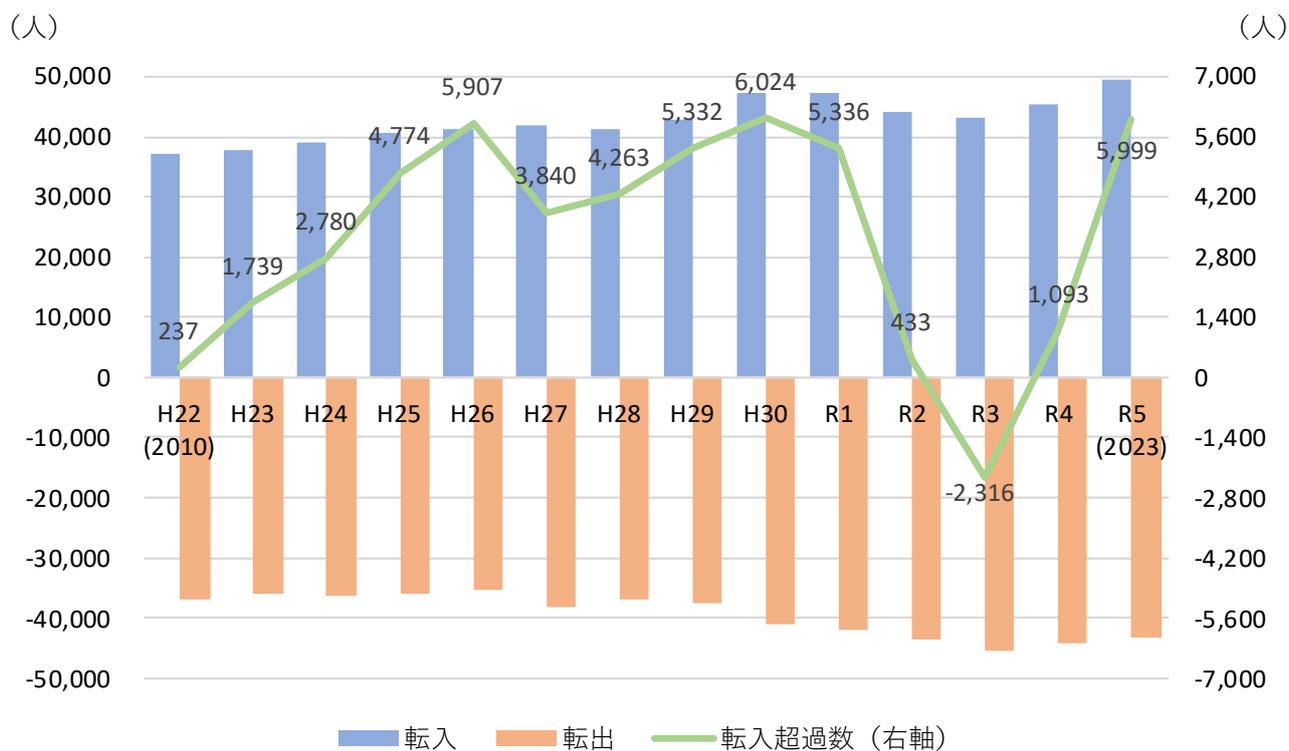
注1：各年1月1日時点の人口で、令和6年以前は実績値、令和7年以降は推計値

注2：令和7年以降の人口は、コーホート要因法により推計

資料：(令和6年以前) 大田区住民基本台帳を基に作成

(令和7年以降) 大田区人口推計(令和6年4月)を基に作成

図表 大田区の転入者数・転出者数・転入超過数



注1：平成29年以前は日本人移動者数のみ、平成30年以降は外国人移動者数を含む

注2：転入超過数がマイナス（-）の場合は、転出超過を示す

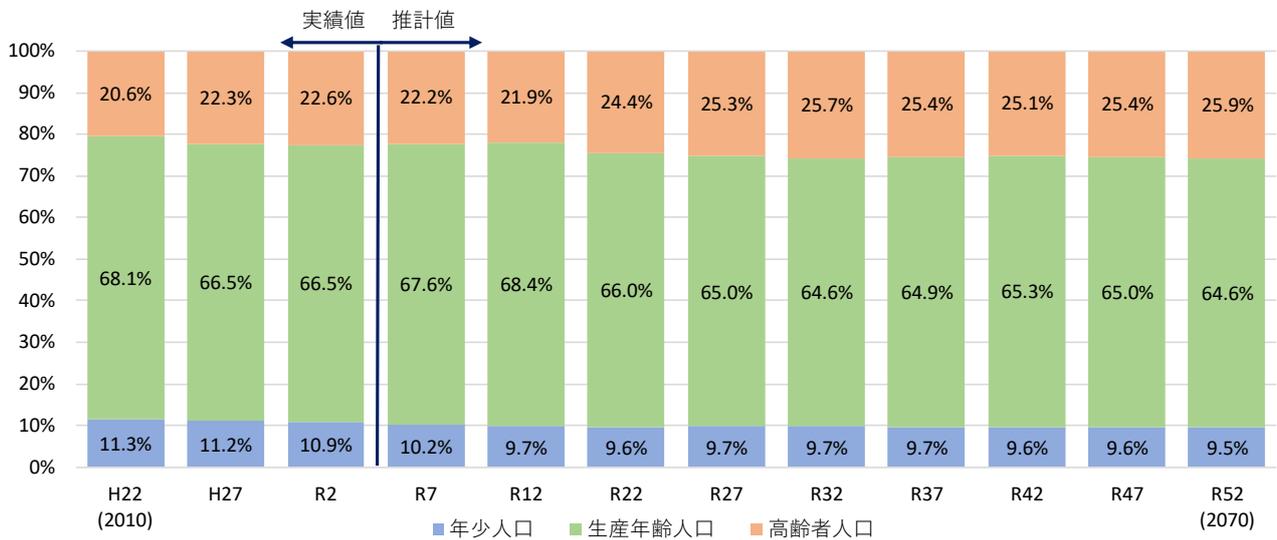
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

イ 年齢3区分別人口の構成比

近年、大田区における年齢3区分別人口の構成比は、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）の比率が減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上人口）の比率が増加傾向にありました。その後、年少人口の比率は減少傾向が続いている一方で、生産年齢人口の比率は微増し、高齢者人口の比率は横ばいとなっています。

今後の推計としては令和22年（2040年）までの間に、年少人口の比率の減少が進む見込みです。中長期的には、生産年齢人口の比率の減少、高齢者人口の比率の増加が見込まれます。令和27年ごろ（2045年ごろ）には、大田区の総人口のうち約4人に1人が高齢者になると推計されています。

図表 大田区の年齢3区分別人口の構成比



注：各年1月1日時点の人口

資料：（令和6年以前）大田区住民基本台帳を基に作成

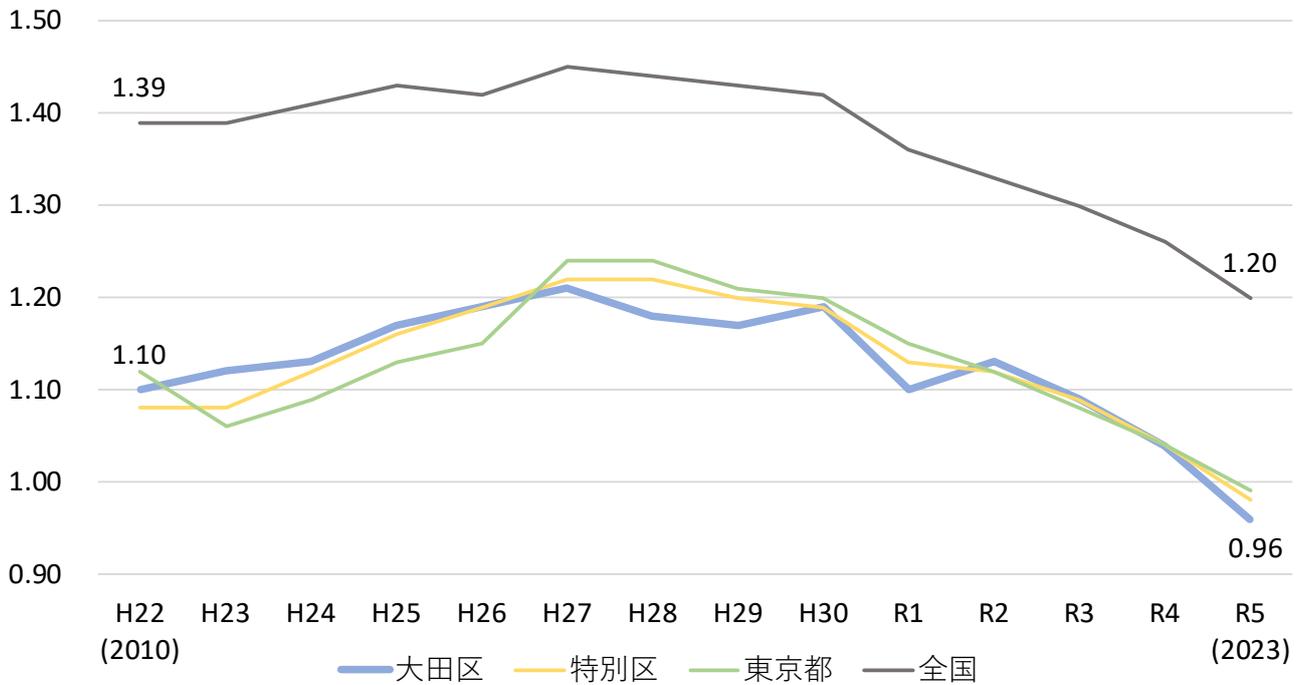
（令和7年以降）大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

ウ 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に出産するこどもの平均人数のことです。大田区の近年の合計特殊出生率は、平成27年まで増加傾向にあり、その後はおおむね減少傾向で推移しています。

全国の合計特殊出生率と比較すると、大田区の合計特殊出生率はいずれの年においても全国を下回っています。特別区部及び東京都の合計特殊出生率と比較すると、平成26年までは特別区部及び東京都の合計特殊出生率を上回る年が多かったものの、平成27年以降は、特別区部及び東京都の合計特殊出生率を下回る年が多くなっています。令和5年度には1を下回り、0.96になりました。

図表 大田区・特別区部・東京都・全国の合計特殊出生率の推移



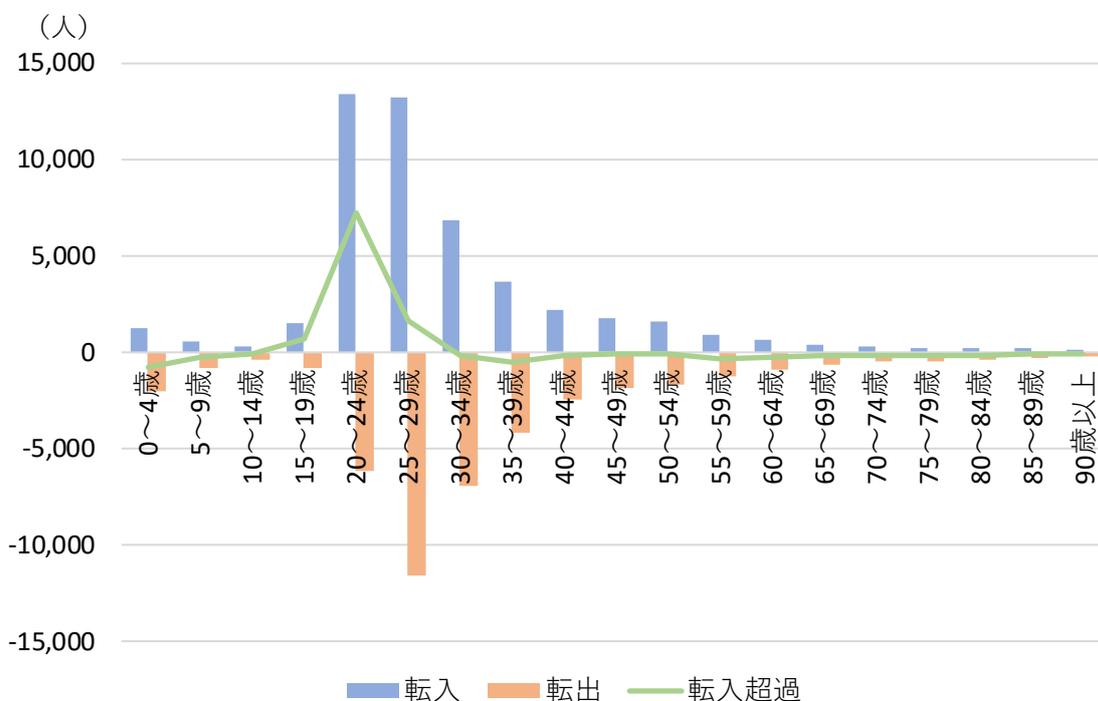
資料：東京都保健医療局「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

エ 年齢別転入・転出者数

大田区の令和5年の5歳階級別の転入者数は、20～24歳が最も多く、年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。5歳階級別の転出者数は25～29歳が最も多く、同様に年齢が高くなるにつれて減少傾向にあります。

5歳階級別の人口動態が転入超過となっている年代は、15～19歳、20～24歳、25～29歳のみですが、大田区全体では約6,000人の転入超過となっています。一方で、0～4歳及び35～39歳は転出超過の人数が他の年代と比べて多く、子育て世帯の流出が示唆されています。

図表 大田区の5歳階級別転入・転出者数（令和5年）



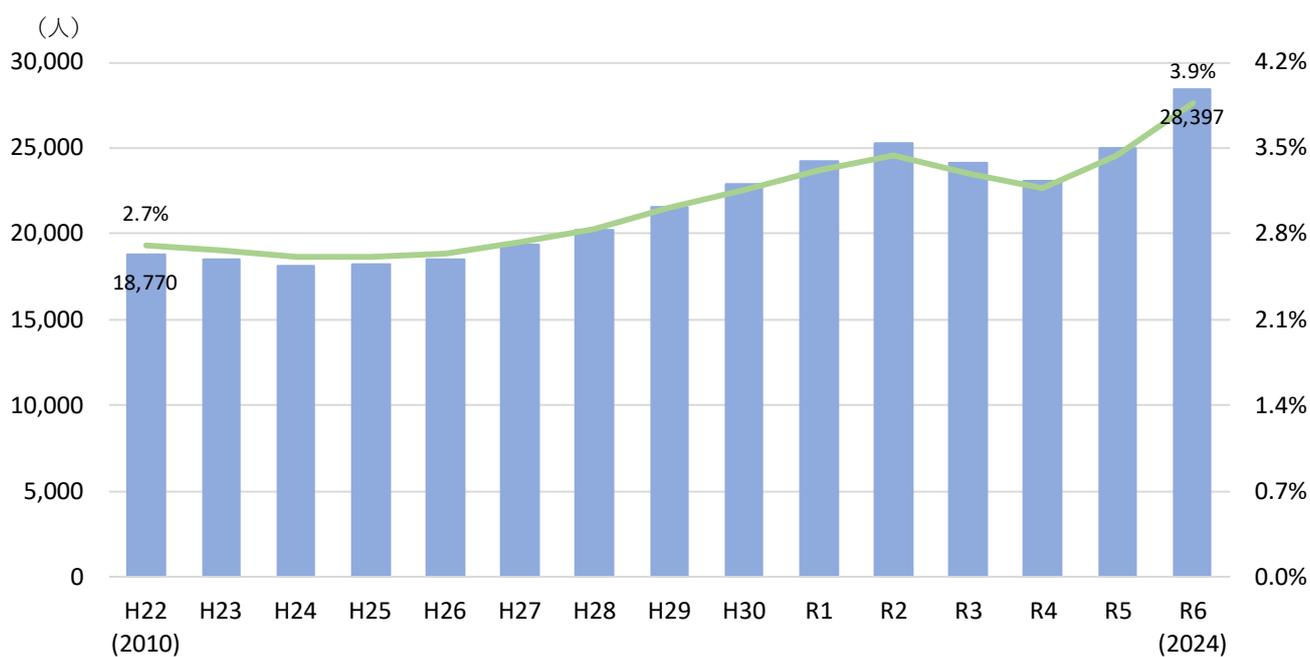
注：転入超過数がマイナス（-）の場合は、転出超過を示す

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に作成

オ 外国人人口

大田区の外国人人口は、近年、おおむね増加傾向で推移しており、令和6年の外国人人口は、平成22年比で約1.5倍となっています。総人口に占める外国人人口の割合も増加傾向にあります。コロナ禍の令和3年、令和4年は外国人人口が減少しましたが、それ以降は再び増加傾向に転じています。

図表 大田区の外国人人口の推移

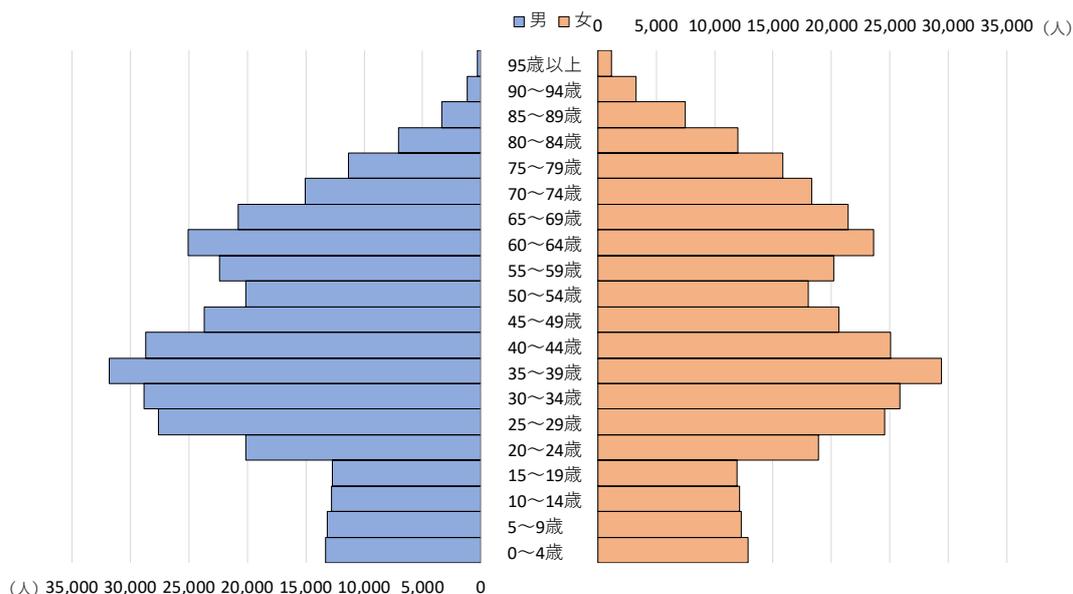


資料：大田区住民基本台帳を基に作成

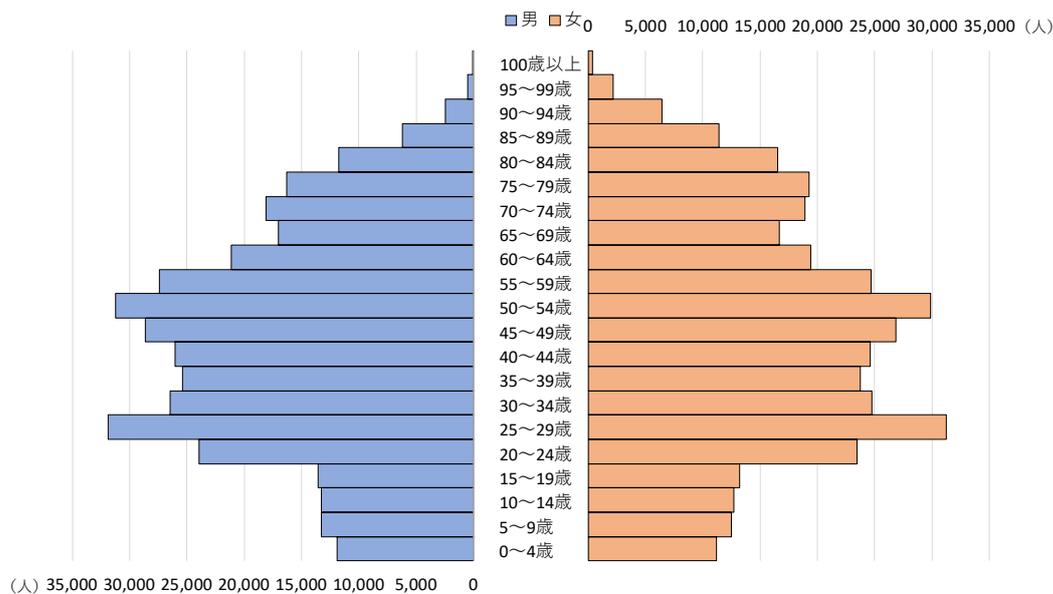
カ 人口ピラミッド

下図は大田区の人口ピラミッドで、男女別・年齢別の人口構成を示しています。平成22年の大田区では、男女いずれも35～39歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口が多くなっていました。一方で、令和6年の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで50～54歳人口が多くなっていました。

図表 大田区の人口ピラミッド（平成22年）



図表 大田区の人口ピラミッド（令和6年）



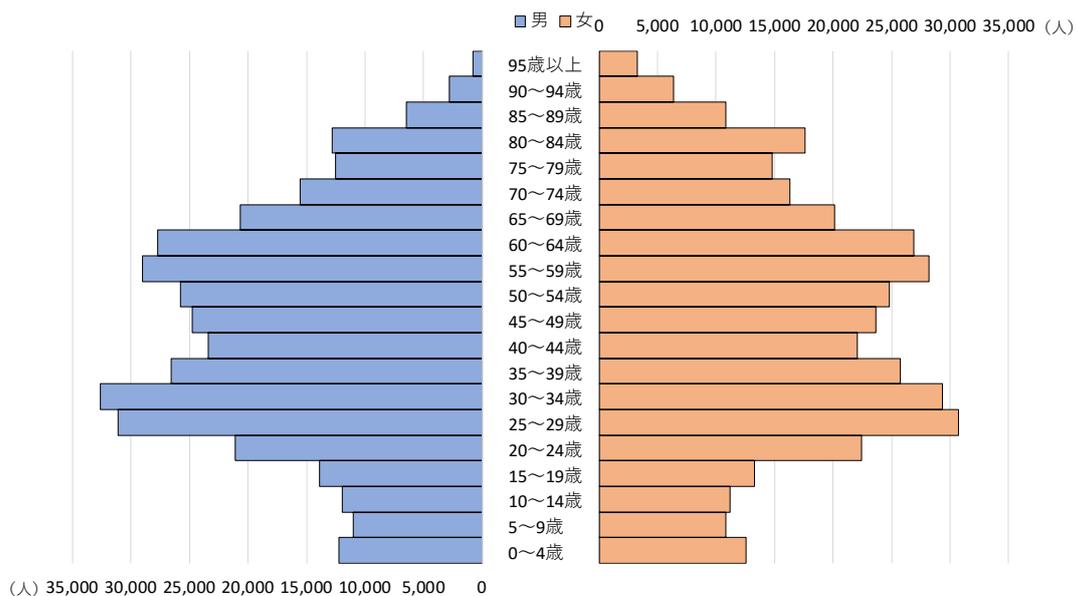
注：平成22年は1月1日時点の人口で、外国人住民を含まない。令和6年は4月1日時点の人口で外国人住民を含む。

資料：大田区住民基本台帳を基に作成

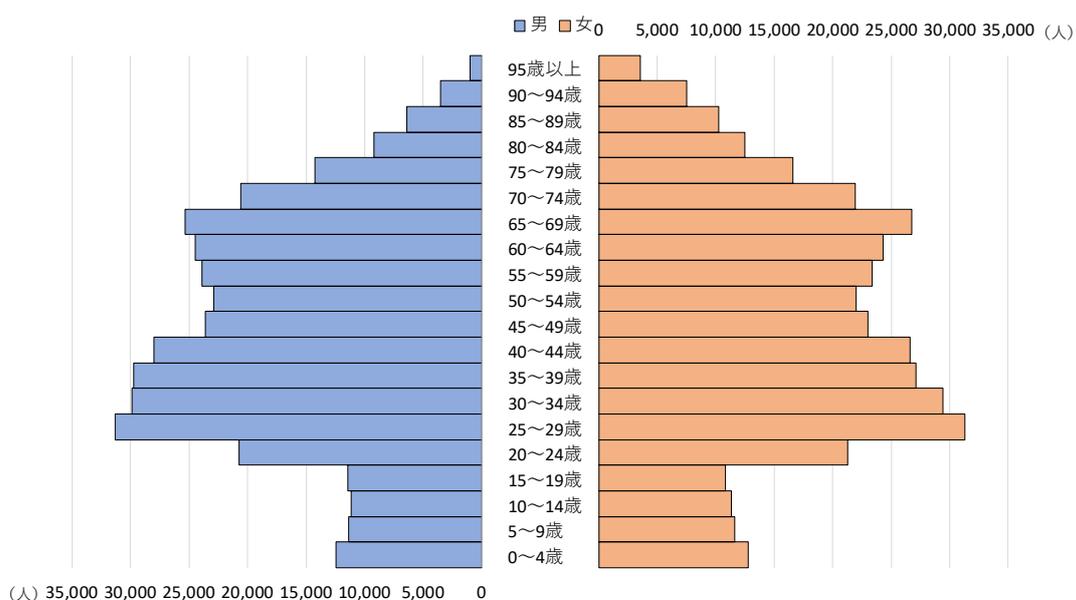
下図は令和14年（2032年）及び令和22年（2040年）の人口を推計し、その結果を人口ピラミッドで示したものです。令和14年（2032年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口、30～34歳人口、55～59歳人口が特に多いと推計されています。

令和22年（2040年）の大田区では、男女いずれも25～29歳人口が最も多く、次いで30～34歳人口、35～39歳人口が多いと推計されています。

図表 大田区の人口ピラミッド（令和14年（2032年））



図表 大田区の人口ピラミッド（令和22年（2040年））



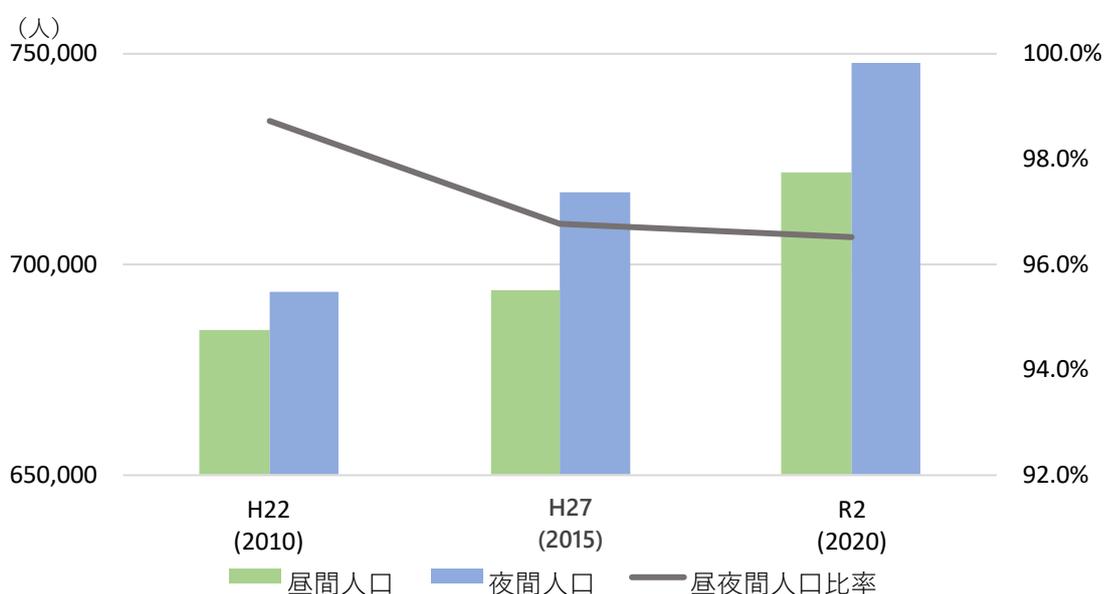
資料：大田区人口推計（令和6年4月）を基に作成

キ 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率とは、昼間人口（従業地・通学地による人口）を夜間人口（常住地による人口）で除した値です。昼夜間人口比率が100%を下回っている場合、大田区へ他市区町村から通勤・通学する人口よりも、大田区から他市区町村へ通勤・通学する人口の方が多く状態（流出超過）であることを意味します。

大田区の近年の昼夜間人口比率は低下傾向で推移しています。また、いずれの調査年においても100%を下回っており、流出超過の状態が続いています。

図表 大田区の昼間人口・夜間人口・昼夜間人口比率の推移



資料：総務省「国勢調査」を基に作成

(5) 都市構造

ア 大田区の地形特性

(ア) 区の北西部（台地部）

国分寺崖線及び南北崖線を境とした、武蔵野台地の東端にあたり、谷と丘が入り組んだ起伏のある地形です。関東大震災後住宅化が進み、田園調布、雪谷、久が原、馬込など、みどりの多い住宅地となっています。

(イ) 区の中央部（低地部）

多摩川、呑川、内川が運んできた土砂が堆積した、比較的平坦な地形です。東海道の街道筋だった地域では、交通の要所となり、古くから人の往来が多く、大正期以降、中小工場が進出し、住宅や工場が近接する地域や商業地を形成しています。

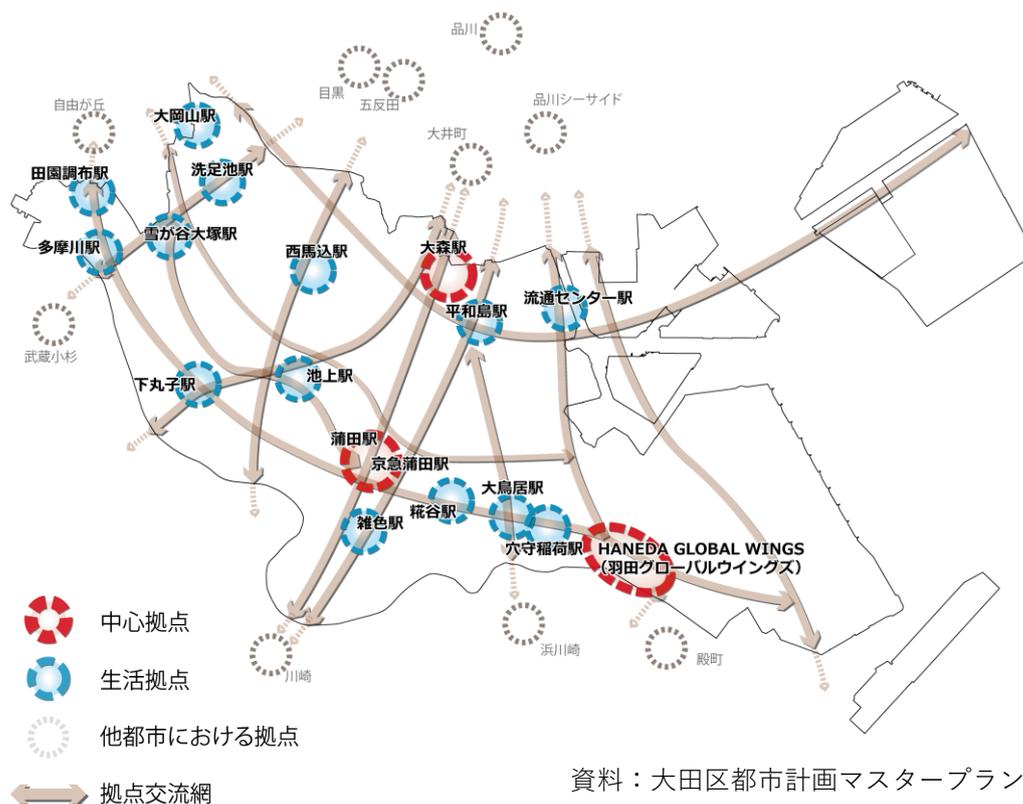
(ウ) 区の東部（空港・臨海部）

昭和の中頃から開始された埋立地からなる、平坦な地形です。空港をはじめトラックターミナルやコンテナふ頭、市場など物流施設のほか、工場団地、野鳥公園など都市機能施設が整備されています。

イ 中心拠点・生活拠点

主要な都市機能や多様な生活関連施設が集まり、地域特性を活かした都市づくりの強化・活性化を図る地域のおおむねの範囲を、大田区の主要な拠点となる「中心拠点」「生活拠点」として設定しています。

分類	考え方	拠点
中心拠点 	<p>商業・業務・公共など主要な都市機能、鉄道・バスなど主要交通の重要な結節機能などが集中して立地する地区。区内全域及び周辺区市との連携・交流の拠点となる。</p> <p>都市機能や生活関連施設などの更なる集積を図り、広域連携・交流の役割を担う拠点として、都市づくりを強化していく。</p>	大森駅周辺、蒲田・京急蒲田駅周辺、HANEDA GLOBAL WINGS（羽田グローバルウイングズ）
生活拠点 	<p>暮らす・働くなどの生活を支える多様な機能を有する、若しくは今後機能向上を図る地区。身近な地域同士など区内交流の拠点となる。</p>	多摩川駅周辺、池上駅周辺、下丸子駅周辺、平和島駅周辺、雑色駅周辺、田園調布駅周辺、大岡山駅周辺、西馬込駅周辺、雪が谷大塚駅周辺、洗足池駅周辺、糎谷駅周辺、大鳥居駅周辺、穴守稲荷駅周辺
	<p>地区ごとの生活関連施設の集積を進めるなど、地域特性を活かしながら、生活の中心となる拠点として維持・強化・活性化を行っていく。</p>	
	<p>臨海部の玄関口としての立地特性を活かしながら、働く人の生活を支える拠点として、交通結節機能などを強化していく。</p>	流通センター駅周辺



資料：大田区都市計画マスタープランを基に作成

(6) 財政見通し

ア 基本的な考え方

区が抱える財政需要は、少子高齢化に伴う扶助費・特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

これまで地方財政においては、社会保障関係経費の増加を人件費、投資的経費、公債費の削減で吸収してきました。しかし、我が国全体において、人件費の上昇、物価高、金利上昇等の歳出の増加要因が拡大し、これまでの歳出構造から大きく変化する転換期が到来しており、区も同様の傾向にあります。

また、投資的経費は老朽化した公共施設の維持・更新経費等により、高水準で推移すると推計しており、今後の財政負担は社会保障関係経費の増に加え、特別区債の活用に伴う償還経費の^{ぞうすう}増嵩などを含め一層の増大が見込まれます。

このような区財政を取り巻く環境においても、区は少子高齢化や世帯構成の変化など伴う生活課題への対応、激甚化する自然災害への備えなど「今」なすべき行政課題に着実に対応することが求められています。

基本構想で掲げた将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現に向け、成熟した大都市として持続的な成長・発展を遂げられるよう、区民の暮らしの質やまちの価値を高める「未来志向の戦略的な投資」を力強く進める必要があります、そのためには財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

基本計画期間である8年間においては、財政計画期間を実施計画期間と同一、財政見通し期間を令和10年度から令和14年度(2032年度)までとし、計画で定めた事業に着実に取り組めるよう、財源を裏付ける枠組みとしました。これまで培ってきた健全財政を堅持し、将来世代に負担を先送りしない、今を担う現世代の責任を果たす持続可能な自治体経営を実践します。

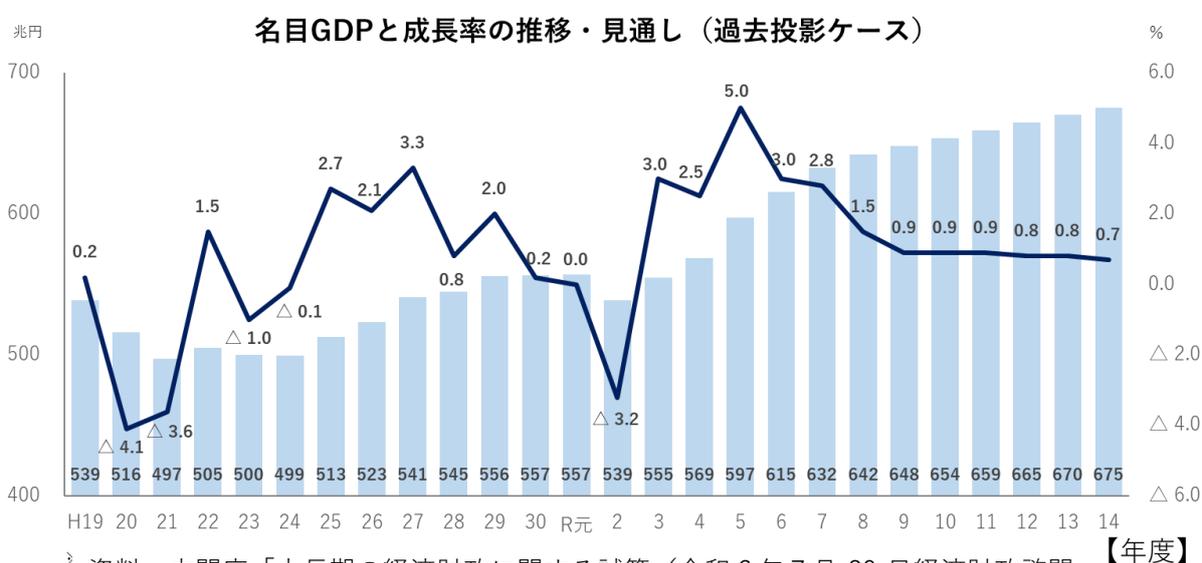
イ 区財政を取り巻く状況

(ア) 日本経済の現状と国の動向

令和6年10月に発表された月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」としており、今後の動向には引き続き注視が必要な状況です。

令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組むとともに、これまでの歳出改革努力を継続することや、重要政策課題に必要な予算措置を講ずること等によりメリハリの効いた予算編成とすること、また、E B P MやP D C Aの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底するなど、中長期の視点に立った経済・財政・社会保障の持続可能性の確保に向けた取組を進めるとしています。

また、内閣府が令和6年7月に公表した「中長期の経済財政に関する試算」では、令和7年度のP Bは黒字化する姿を示し、今後は、金利上昇が債務に与える影響や国債発行が市場金利に与える影響等について、これまで以上に注意を払っていく必要があるとし、社会経済情勢に応じて、不断の見直しを行うべきとしています。



資料：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和6年7月29日経済財政諮問会議提出）」を基に作成

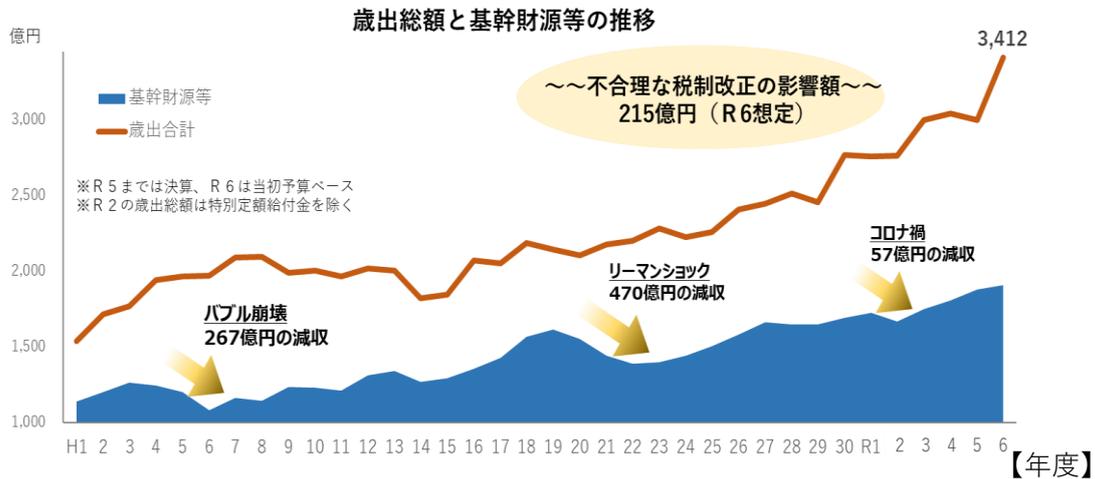
(イ) 区財政の現状

① 歳出総額と一般財源の推移

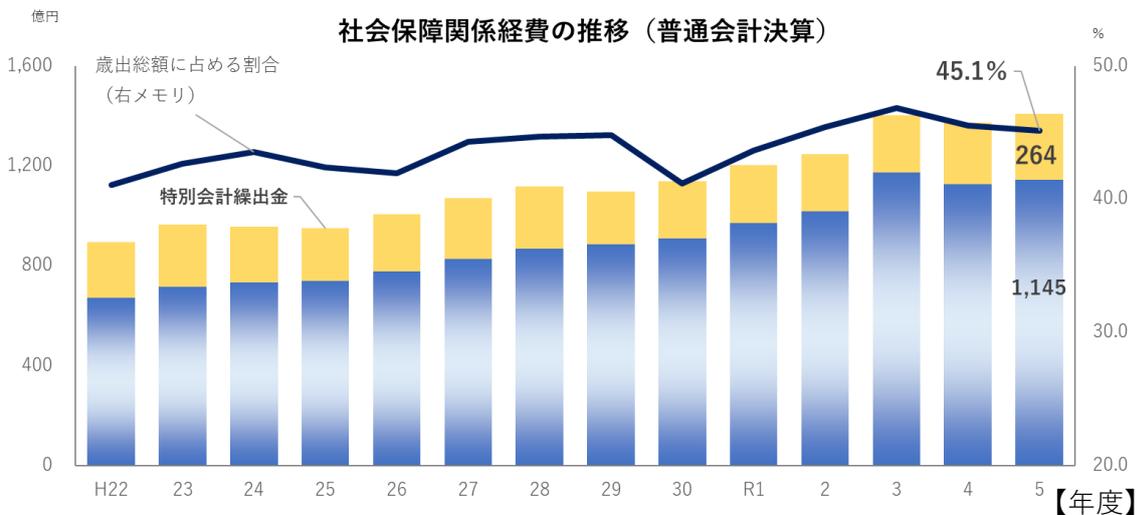
歳出総額と区が自由に用途を決めることができる一般財源（歳入）のギャップは令和6年度当初予算で1,500億円を超えており、行政ニーズの多様化などにより、歳出総額と基幹財源等のギャップは年々上昇傾向にあります。

歳出においては、少子高齢化に伴う扶助費や特別会計繰出金といった社会保障関係経費、学校・公共施設など区有施設の維持更新や都市インフラの強靱化に向けた投資的経費などが増加傾向にあります。

歳入においては、ふるさと納税など国による不合理な税制改正の影響を大きく受けることや景気変動に左右されやすい不安定な歳入構造であることに十分留意し、区政が直面する課題の着実な解決と財政の健全性を両立し、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。



※R2の歳出総額は特別定額給付金を除外

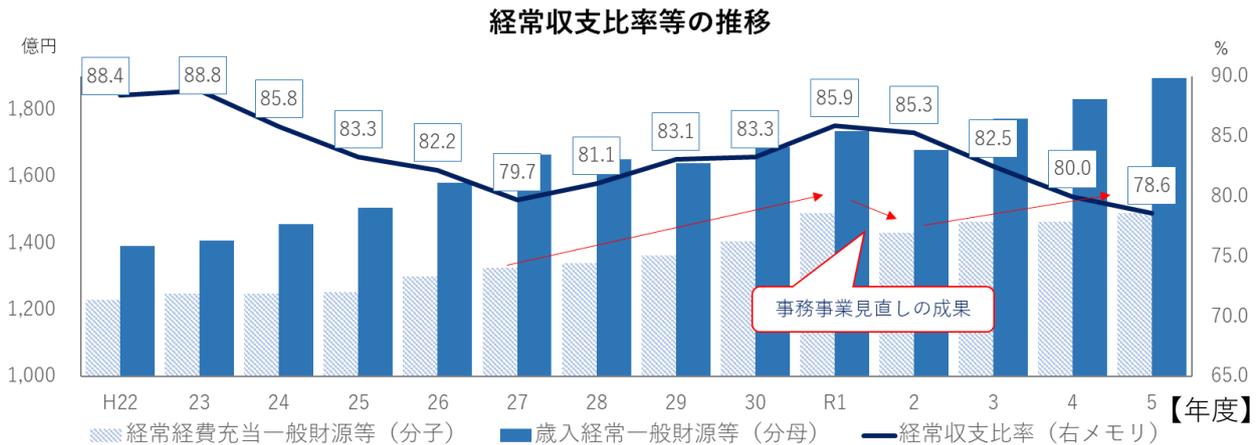


資料：所管課実績を基に作成

② 経常収支比率の推移

令和元年度以降、歳出構造の見直し・再構築により、経常収支比率は改善していますが、経常経費に充当する一般財源等は増加傾向にあります。

近年の改善は、基幹財源等（歳入経常一般財源等）の増収の寄与が大きいことに留意が必要であり、減収局面を迎えた際、経常収支比率の急激な悪化を防ぐためには経常経費の抑制が必要な状況です。また、大田区は特別区平均と比較した場合、相対的に高い水準にあることにも留意が必要です。

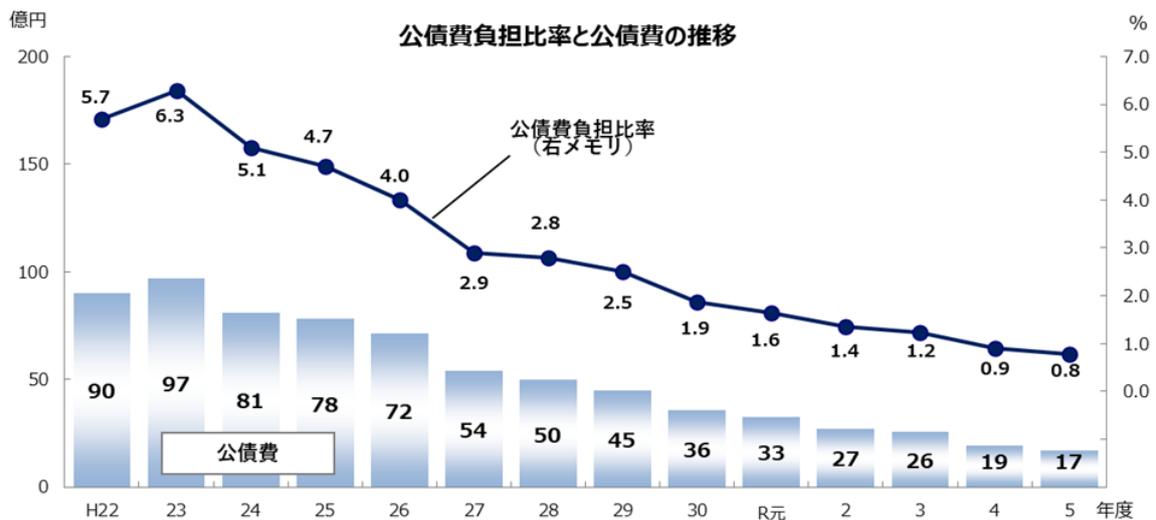


資料：所管課実績を基に作成

③ 公債費負担比率の推移

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで減少傾向にあります。

今後、公共施設等の老朽化に伴う投資的経費はより一層高水準で推移することが見込まれます。急激な公債費負担の増とならないよう、特別区債を戦略的に活用する必要があります。

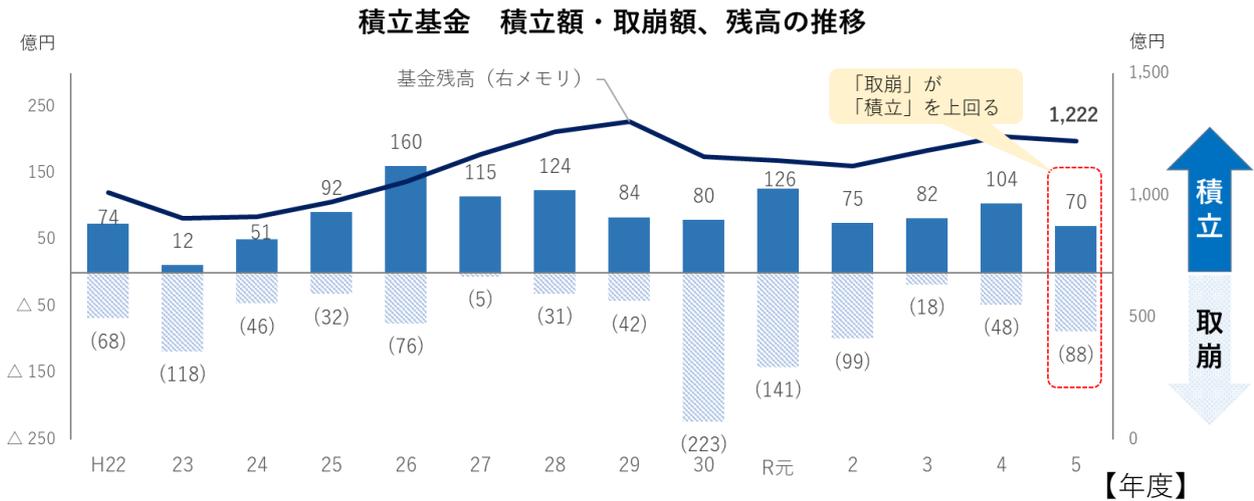


資料：所管課実績を基に作成

④ 基金残高の推移

区はこれまで、リーマンショックや新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の停滞等による一般財源の減収局面においても、基金を適切に活用することで、安定的・継続的に行政サービスを提供してきました。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、計画的に基金残高を確保する必要があります。

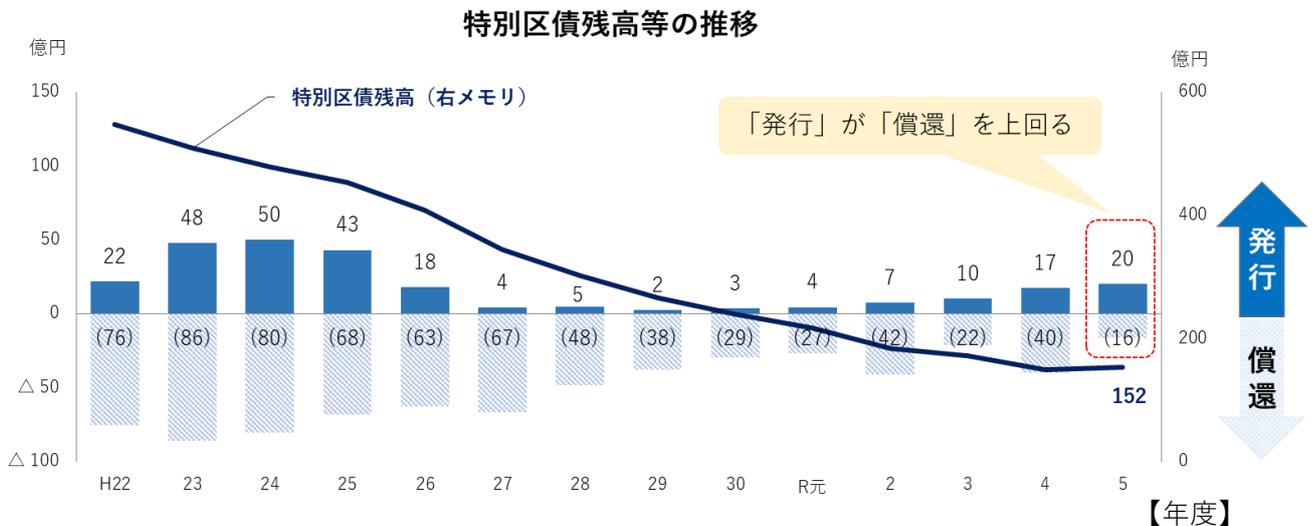


資料：所管課実績を基に作成

⑤ 特別区債残高の推移

区は、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで、令和5年度末残高は152億円と、ピーク時の残高と比較して約9割減少しています。

今後も将来負担を考慮しつつ、これまで培ってきた発行余力を活かし、計画的かつ戦略的に特別区債を活用する必要があります。



資料：所管課実績を基に作成

ウ 財政見通し

(ア) 財政見通し

計画期間における具体的な財政フレームは、
前述の基本的な考え方に基づき、現在精査を行っています。

(イ) 財政指標目標値

質の高い区民サービスの提供を維持し、自然災害や新たな感染症の蔓延などの予期せぬ財政需要への機動的な対応や、未来への投資を着実に推進するためには、財政の持続可能性を確保することが不可欠です。

そのため、区は以下の財政指標の目標値を定め、絶えず施策の新陳代謝に取り組み、経常収支比率の適正水準を維持するとともに、計画的な基金残高の確保や特別区債の戦略的な活用など、財政対応力の堅持に向けた努力と工夫を行い、将来にわたり強靱な財政基盤を構築します。

① 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は、令和5年度は78.6%となりました。

今後、社会保障関係経費や公債費等の義務的経費が増加する見込みではありますが、政策的経費に財源を配分する必要があること等から、80%台を目標とします。

② 財政基金残高

年度間の財源不足を調整する財政基金の令和5年度末残高は約490億円と、標準財政規模の26%以上の残高を確保しています。

今後も、一般財源の減収や将来の財政需要に備えるため、300～400億円程度（標準財政規模の20%程度）を確保することを目標とし、計画的に基金残高を確保していきます。

③ 公債費負担比率

公債費が一般財源の自由度をどれだけ制約しているかを示す指標である公債費負担比率は令和5年度0.8%となり、特別区債の発行抑制や償還を進めたことで発行余力を蓄えてきました。

今後、公債費負担が急激に増加することがないように、投資的経費の財源として特別区債を戦略的に活用する必要があり、3～5%程度に収めることを目標とし、中長期的な視点に立ち、公共施設等の機能更新を計画的に進めていきます。

(7) 職員数見通し

ア 職員定数基本計画等に基づく職員定数の縮減と執行体制の強化

職員数については「大田区職員定数条例」により職員定数を定め、これを上限として定数管理を行っています。適正な職員定数を維持するために、これまで職員定数基本計画等に基づき、業務の見直しと職員定数の縮減に努めてきました。

一方で、職員定数を縮減するだけでなく、こどもまんなか社会の推進や重層的支援体制整備事業の推進、新型コロナウイルス感染症対応、水防体制の強化など新たに発生する幅広い行政需要に対応するため、執行体制の強化にも努めてきました。

計画名等	期 間	職員定数の縮減実績	職員定数の増加実績	備 考
平成6年4月1日現在の職員定数		6,264 人		
事務事業等適正化計画 おた改革推進プラン 21	平成7～15 年度	△1,055 人	419 人	職員定数増加は平成12年度の清掃事務移管に伴うもの。
大田区職員定数基本計画	平成16～ 22年度	△1,076 人		
大田区職員定数基本計画	平成23～ 25年度	△248 人		
大田区職員定数基本計画	平成26～ 28年度	△169 人		フルタイム再任用職員の任用開始（平成26年度～）。
大田区職員定数基本計画	平成29～ 令和3年度	± 0 人		定年年齢の引上げ（令和5年度～）。
大田区職員定数基本計画	令和4～ 6年度			
職員定数増減合計		△2,548 人	419 人	
令和6年4月1日現在の職員定数		4,135 人		

イ 職員数の現状と今後の動向

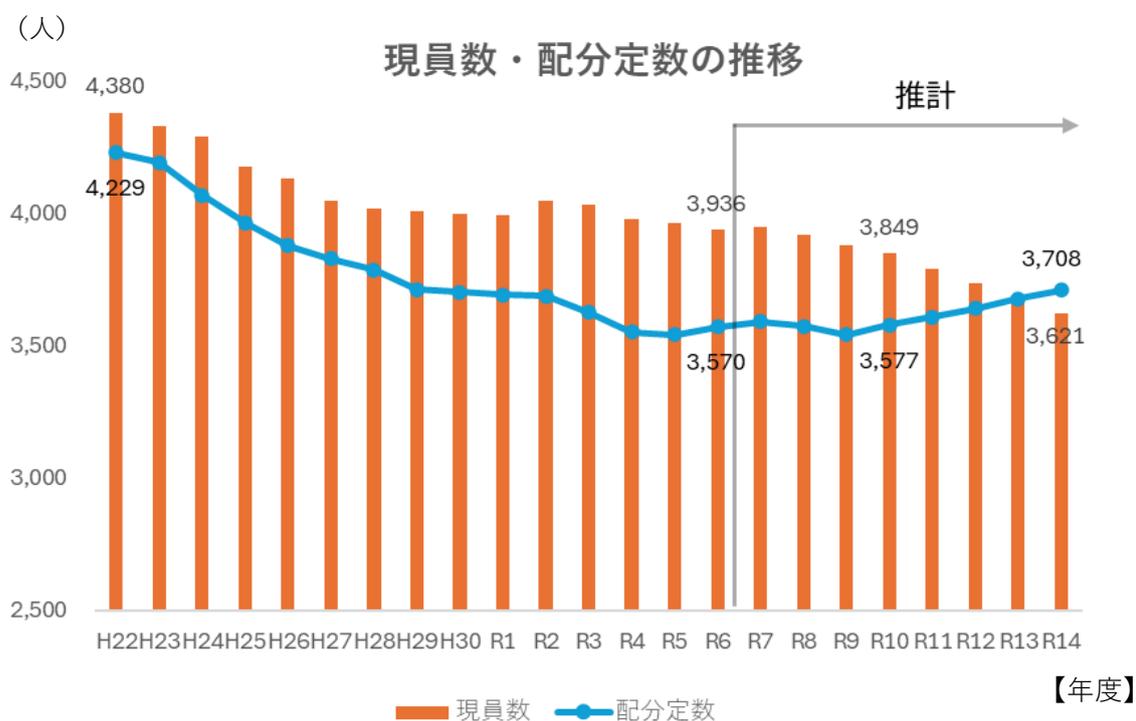
近年、少子高齢化の進行に伴う労働力人口の動向や民間企業における魅力ある職場づくりなどを背景に、必要な職員数の確保が困難となっています。加えて、定年退職を迎える職員は高水準で推移するとともに、普通・勸奨退職をする職員も増加しています。

また、職員の年齢構成や働き方の変化に伴う育児休業取得者の増加や高度化・複雑化する行政需要の変化などによる病気休職者の増加も見られ、今後も同水準で推移することが想定されます。

ウ 職員数と配分定数の推計

これまでは業務の見直しに加えて、保育園の民営化や技能系職種の退職不補充などを進めたことにより、業務量とともに職員数は減少してきました。しかしながら、民間委託などを一定程度推進してきたことから、今後はこれまで以上に業務量を削減することは困難となります。加えて、時代の変化とともに生まれる新たな行政需要に対応するため、業務量の増加は引き続き見込まれます。

一方で、実際に働く職員数については近年の動向を踏まえると減少していくことが見込まれます。



資料：所管課実績を基に作成

今後の推計を踏まえると、これまでのように新たな行政需要に対応するため、職員数を増やし続けることは困難であり、より一層効率的な組織運営を行うことが不可欠となります。引き続き、大田区職員定数基本計画に基づき、適正な定数管理を行っていきます。

(8) 公共施設マネジメント

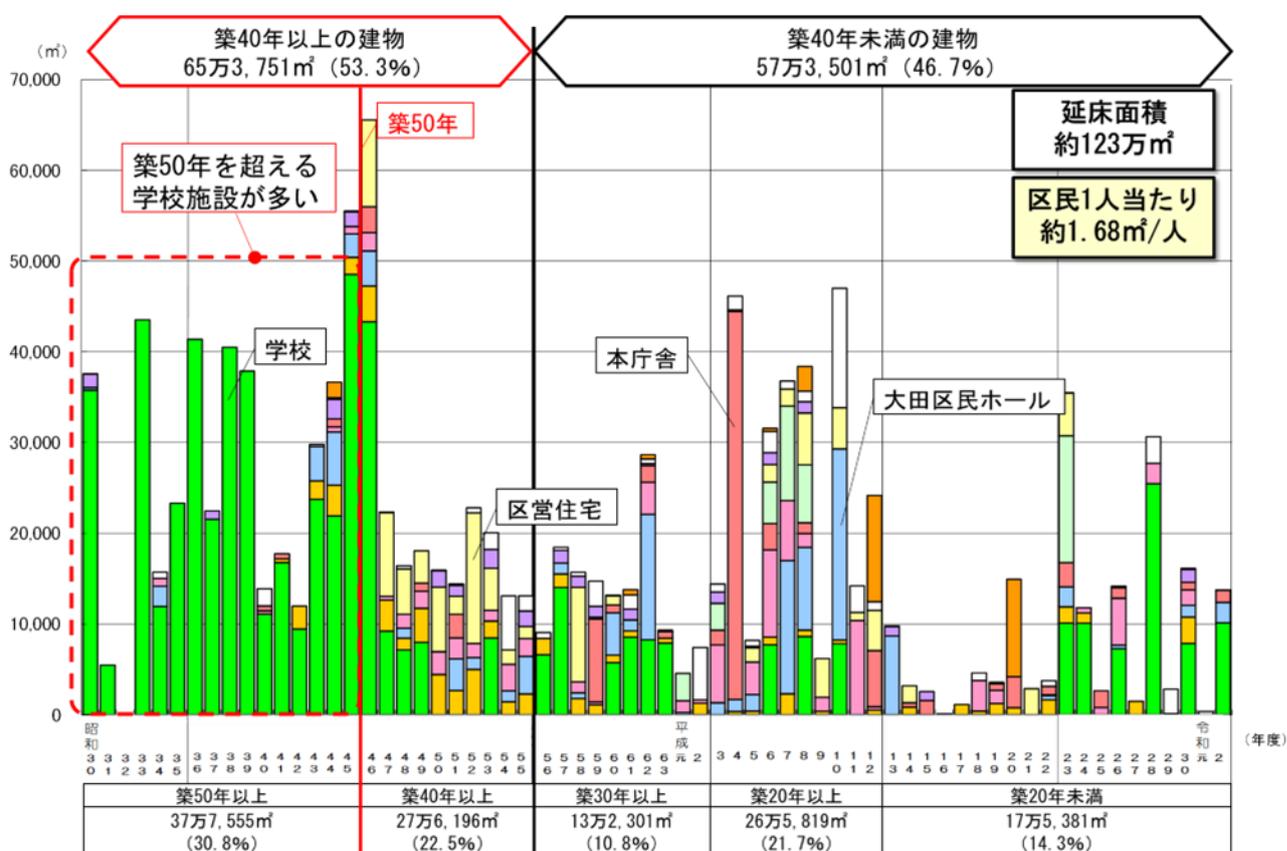
ア 区の公共施設等を取り巻く現状

区では、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、昭和30年代から50年代を中心に、多くの公共施設等（公共施設・インフラ施設）の整備を進めてきました。

現在、区が保有する公共施設を施設分類別にみると、学校教育系施設の延床面積が最も多く、公共施設全体の50.1%を占めています。

また、延床面積の約半数が築40年以上を経過しており、今後、これらの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることになります。

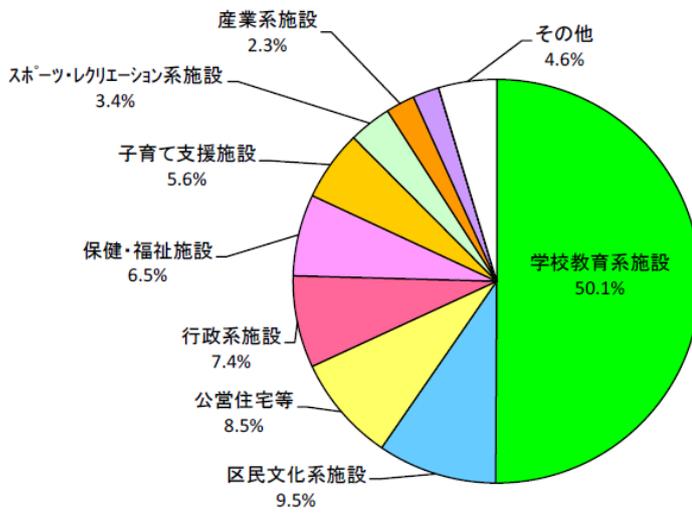
【築年別公共施設整備状況】



用途名	延床面積	構成比	用途名	延床面積	構成比
学校教育系施設 (小学校・中学校等)	614,633 m²	50.1%	その他 (防火倉庫、自転車駐車場等)	56,491 m²	4.6%
区民文化系施設 (区民センター・文化センター等)	116,289 m²	9.5%	スポーツ・レクリエーション系施設 (総合体育館、スポーツセンター等)	41,659 m²	3.4%
公営住宅等 (区営住宅・区民住宅等)	104,406 m²	8.5%	産業系施設 (工場アパート、産学連携施設等)	28,289 m²	2.3%
行政系施設 (本庁舎、特別出張所等)	90,450 m²	7.4%	社会教育系施設 (図書館、郷土博物館等)	25,778 m²	2.1%
保健・福祉施設 (老人いこいの家、福祉園等)	80,266 m²	6.5%	合計	1,227,251 m²	100.0%
子育て支援施設 (保育園、児童館等)	68,990 m²	5.6%			

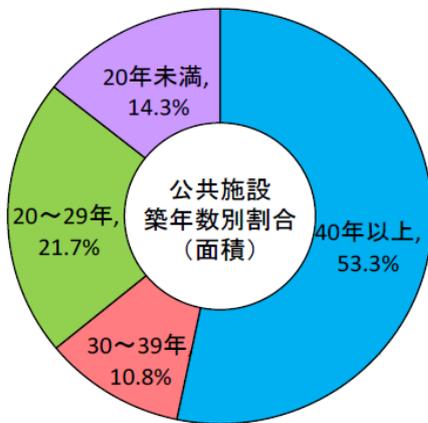
資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

【公共施設分類別保有状況】

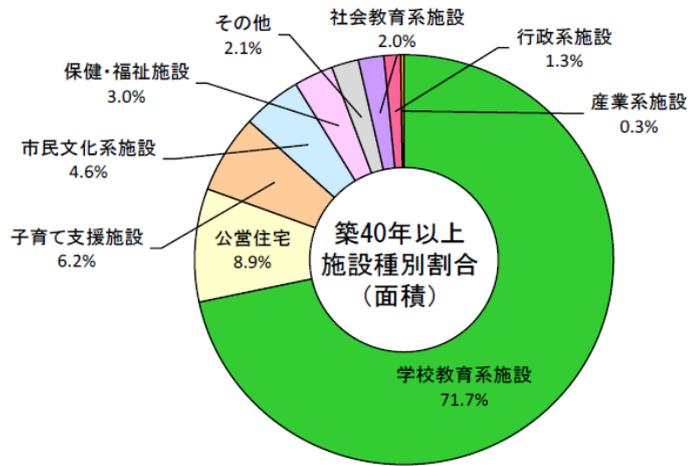


資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

【築年別整備状況】



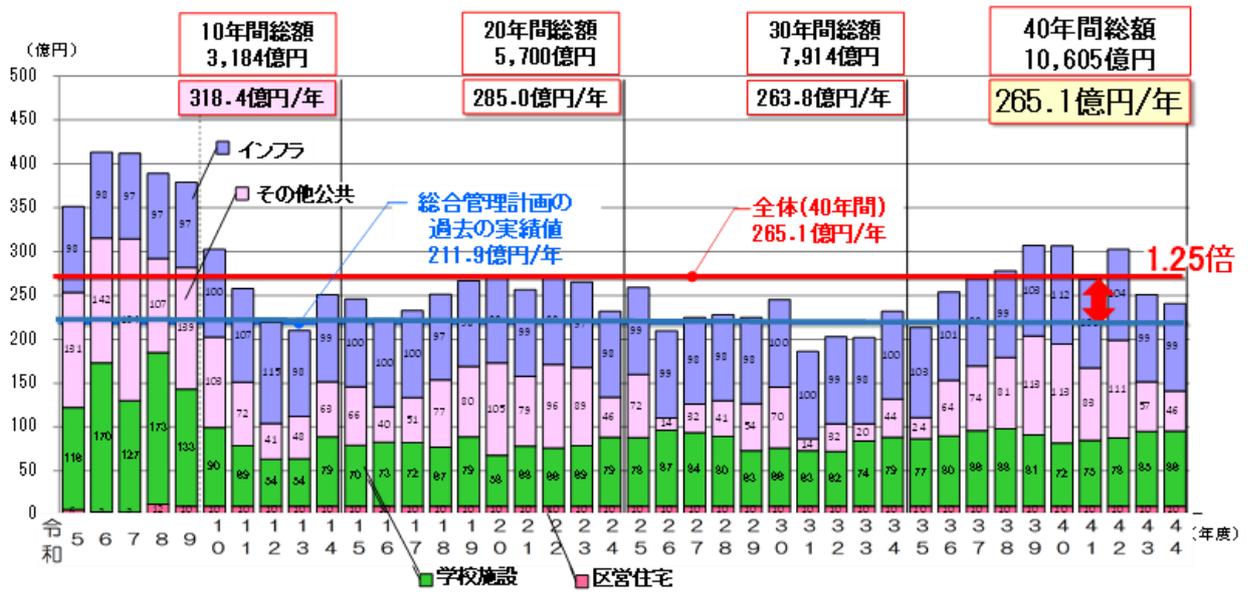
【築40年以上の施設種別割合】



資料：大田区公共施設等総合管理計画を基に作成

また、今後も、学校の必要諸室の確保や施設のバリアフリー化等により、延床面積の増加が予測され、施設の維持管理費や更新費用の大幅な増加が見込まれます。

【公共施設等の整備費試算（40年間）】



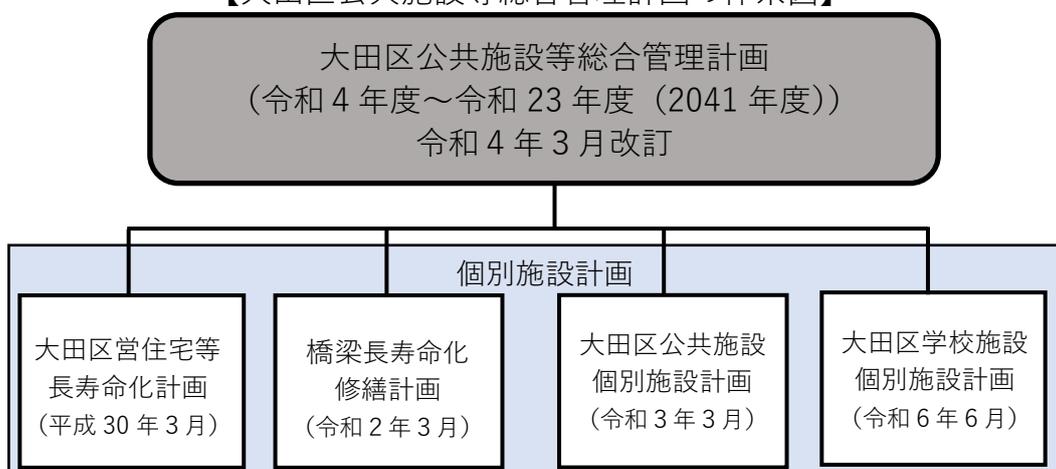
資料：大田区公共施設改築・改修等中期プランを基に作成

イ 「大田区公共施設等総合管理計画」等に基づく公共施設マネジメントの推進

こうした状況を踏まえ、中長期的な視点を持って、公共施設等の計画的な維持・更新、長寿命化による財政負担の軽減、平準化を図るなど、総括的な管理を行うため、「大田区公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定、令和 4 年 3 月改訂）（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

また、総合管理計画に基づき、計画的な維持管理・更新等の具体の対応方針を定めた「個別ごとの長寿命化計画」を策定し、効果的・効率的な施設整備やライフサイクルコストの削減に努めています。

【大田区公共施設等総合管理計画の体系図】



※「長寿命化計画」「個別施設計画」ともに、総合管理計画に基づく「個別ごとの長寿命化計画」です。

ウ 持続可能な公共施設マネジメントの推進

これまで、総合管理計画等に基づき、公共施設等の維持・更新、長寿命化、既存施設の有効活用、機能向上を目的とした複合化・多機能化等を進めてきました。

今後も、社会経済情勢等の変化や社会的要請への対応により、公共施設の延床面積の増加が予測されます。

引き続き、総合管理計画で掲げたとおり、公共施設の延床面積を、平成 27 年（2015 年）と比べて令和 42 年（2060 年）までに、おおむね 1 割程度総量削減することを目標として、長期的な視点に立った持続可能な公共施設マネジメントを推進します。

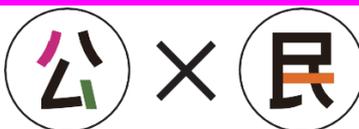
(9) 公民連携の取組

ア 公民連携とは

行政と民間企業等が協働で、それぞれの強みを活かした公共サービスの提供などを行うことをいいます。複雑化・多様化する社会課題やSDGsの目標達成のために、公と民のそれぞれが持つ強みを活かし、未来を切り拓いていく手法です。

強みを掛けあわせ、大田区をフィールドに新たな価値を生み出す

- 公共機関としての信用力
- 地域でのネットワーク力・広報力
- 公共空間やデータなどの様々な資源



- 独自のノウハウ
- 専門的な技術・知見
- スピード感 ● 企業ブランド

質の高い行政サービスの提供



行政だけでは提供が困難な
きめ細かい区民サービスの実現

地域の活性化



公民の役割分担による
新たなビジネス機会や雇用の創出

地域課題の解決



公民の相乗効果による
大田区ならではの取り組みを展開

イ 大田区公民連携基本指針

区が行う公民連携に通じる基本的な考え方を示したものであり、区と連携パートナーとなる民間企業等とが共有する羅針盤としての役割を果たします。近年の民間企業等の社会課題の解決に向けた連携機運の高まりを踏まえ、区と民間企業等との連携について、より具体的に定め、各種団体や学術機関等を含む地域の様々な主体による連携・協働を一層推進し、地域力の更なる強化をめざすものです。



ウ 大田区公民連携SDGsプラットフォーム

大田区では、様々な業種や分野のステークホルダーとパートナーシップを深め、公民連携の取組を活性化させていくための意見交換を行う場として、「大田区公民連携SDGsプラットフォーム」を設置しています。民間企業等と行政が抱える地域課題とのマッチングや民間企業同士をつなぐハブ役を担うなど、大田区をフィールドに地域課題の解決に向けた取組を活発化させていきます。



エ 大田区公民連携デスク

大田区公民連携デスクは、区内における公民連携の旗振り役として、民間企業等からの提案や相談を一元的に受け付ける窓口です。民間企業等の提案と庁内事業部局をマッチングし、双方の強みが十分に発揮され区民・民間企業等・行政の「三方良し」が実現する取組のストーリーを、ともに考え、伴走する役目を担います。

(10) SDGsの推進

ア SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals) (持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月に開催された国連サミットにおいて採択された「2030 アジェンダ」の中核となる、令和 12 年 (2030 年) までに達成すべき国際目標です。

SDGs は、先進国を含む国際社会共通の目標として、持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標・169 のターゲットで構成されており、各国政府は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしています。

また、SDGs は、その達成に向けて政府や民間セクター等のあらゆるステークホルダー (利害関係者) が役割を担って取り組むこととされており、地方自治体もその一主体として重要な役割を果たすものとして期待されています。

イ 大田区における SDGs の推進

区は令和 4 年 3 月に策定した「大田区における SDGs 推進のための基本方針」の下、SDGs に関する区職員や区民、事業者等の理解促進を図るとともに、各種計画等へ SDGs を反映し、多様な主体と連携しながら、目標達成に向けた様々な取組を推進しています。

また、令和 4 年 4 月には、大田区 SDGs 推進会議を設置し、区の現状や課題の整理、令和 12 年 (2030 年) にめざすべき姿、優先的にめざすべきゴール・ターゲットの検討、重点施策の方向性などについて、有識者を交え議論を重ねました。

そして、令和 5 年 5 月、区は SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体 SDGs モデル事業」にも選定され、いわゆるダブル選定都市となりました。



【大田区オリジナル SDGs ロゴマーク】

2 踏まえるべき社会動向

(1) こども・若者を取り巻く状況

日本の総人口に対する年少人口（0～14歳人口）の割合は年々低下しており、少子化が進行しています。日本の総人口に対する年少人口の割合は、令和5年時点で11.4%ですが、令和22年（2040年）には10.1%になると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、外出・接触制限による活動機会の喪失、黙食・オンライン授業等によるコミュニケーションの減少、保護者のテレワーク増加による家庭生活の変化など、こども・若者の生活に大きな影響を及ぼしました。

こども・若者の現状に係る調査結果によると、令和4年度児童虐待相談対応件数は214,843件（厚生労働省「福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の概況」）、令和4年度小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」）となり、いずれも過去最多を更新しました。

また、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、令和3年時点で11.5%となっており、特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています（厚生労働省「国民生活基礎調査」）。さらに、SNSに起因する犯罪の被害に遭ったこどもの数は、令和5年時点で1,665人となっており、近年高い水準で推移しています（警察庁「少年非行及び子供の性被害の状況」）。

このような状況の中、令和5年4月1日に、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、年齢によって必要な支援が途切れないようこども政策を総合的に推進する、こども基本法が施行されました。また、国は、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども政策を強力に進めるための司令塔となる行政組織としてこども家庭庁を設置しました。

こどもや若者を権利の主体として認識し、当事者の視点で、取り巻く環境を視野に入れ、権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要であるとともに、こどもを産み、育てたいと考えるその誰もが希望を叶えられるよう、若い世代が将来の展望を描ける環境の整備が求められています。

(2) 高齢者を取り巻く状況

日本は欧米諸国に比べ、圧倒的な速さで高齢化が進行しています。令和7年には、団塊の世代（昭和22～24年に生まれた世代）すべてが75歳以上の後期高齢者となり、医療や介護の需要や、認知症高齢者の増加が懸念されています。また、令和22年（2040

年)には、団塊ジュニア世代(昭和46~49年に生まれた世代)すべてが65歳以上となり、日本の総人口に占める高齢者人口(65歳以上人口)の割合は約35%になると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所)。

さらに、高齢者人口に占めるひとり暮らしの人の割合も、一貫して増加することが見込まれています。令和22年(2040年)には男性24.2%、女性28.3%になると推計されており(国立社会保障・人口問題研究所)、住まいや、地域での暮らしに課題を抱える高齢者の一層の増加も懸念されます。介護職員の必要数は今後も増加していきませんが、これに対し、人手不足を感じる事業所が増えてきており、人材確保のための取組が求められています。

こうした状況の中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちが実現できるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムに関する取組が重要です。地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて深化・推進していくことが求められています。分野を越えて関係機関や事業者等と連携しながら推進していくことが必要となっており、地域共生社会の実現に向けた動きが進んでいます。

(3) 多様性を尊重する社会の推進

平成26年に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利に関する条約が発効しました。この条約締結を受け、障がい者の権利の実現に向けた取組が一層強化されました。例えば、令和3年の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正により、令和6年4月1日から、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されています。この他にも、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられていることから、希望する就労へ結びつぐための支援がより求められています。

また、年齢や障がいの有無だけではなく、人種や国籍、性別、宗教、価値観等にかかわらず、人々の多様性が尊重される社会の実現が求められています。しかし、例えば性別による役割や思い込みを少しでも感じている人の割合が7割を超える(内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果」)など、多様性を受容する環境が必ずしも十分であるとは言えません。この他、令和6年6月末の在留外国人数は359万人近くとなり過去最高を更新するなど、日本全体の外国人住民及びその割合も増加していくことが見込まれています。これらを踏まえ、家庭や職場、地域社会における男女共同参画、多文化共生の推進をはじめとする、多様性への理解促進の取組を進めることが重要です。

(4) 地域コミュニティの変化

コロナ禍によって加速したライフスタイルの多様化やデジタル化の進展など、様々な要因が重なり、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。それに伴い、自治会・町会の加入率の低下や加入者の高齢化、地域活動の担い手不足等の課題が生じています。地域課題の解決には、区民一人ひとりの力を源として魅力ある地域を創造していく「地域力」が不可欠であり、多様な主体の連携・協働などによる、地域コミュニティ活性化に向けた対応が求められています。

(5) 人生 100 年時代の到来

日本の健康寿命は世界有数であり、今後の更なる健康寿命の延伸も期待され、「人生 100 年時代」が到来すると言われています。人生 100 年時代には、すべての国民に活躍の場があり、元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があります。

近年では、心身が健康であることだけでなく、社会的な面も含め満たされた状態であるウェルビーイングについても注目が高まっています。ウェルビーイングの向上は、健康状態だけでなく、社会とのつながり、スポーツ・文化・学びを通じた生活の楽しさ・生きがい等、様々な要因が絡みあうため、「健康」をより広い概念として捉えた取組が必要です。

(6) 地域共生社会の実現に向けた動き

上記(1)～(5)のように、現在の日本では、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加、地域社会のつながりの希薄化等を背景に、個人を取り巻く生活課題は複雑かつ多様なものとなっています。例えば、8050 問題、生活困窮者の増加、社会的孤立、ひきこもり・ヤングケアラーへの支援などの課題が挙げられます。

また、複雑化・複合化する地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制が求められています。支援ニーズを有する地域住民を中心とし、制度・分野の縦割りを越えて、地域全体に開かれた形で連携する支援体制の重要度が増しています。

こうした中、平成 29 年 5 月に改正された社会福祉法では、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備等が自治体に求められることとなりました。こうした考え方を具現化するため、令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、属性を問わない「包括的相談支援」、多様な社会参加に向けた「参加支援」及び「地域づくり支援」の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

多様な人々がともに助けあいながら、すべての人が自分らしく生きがいを持って心豊

かに暮らすことができる地域共生社会を、地域全体で実現するための取組を推進していく必要があります。

(7) 産業経済を取り巻く状況

欧米をはじめとした諸外国同様、日本経済においても新型コロナウイルス感染症の流行による打撃から回復傾向にあります。

しかし、世界情勢の不確実性の高まりに起因した原材料・エネルギー価格の高騰やサプライチェーンの再構築など、経済を取り巻く環境は刻一刻と大きく変化しており、少子高齢化に伴う影響と併せ、個々の企業等が抱えるビジネス環境は厳しいものとなっています。

一方で、コロナ禍においてデジタル化や国内回帰等の機運が高まり、これが企業の生産性向上に向けた取組を後押しし、新たな付加価値・ビジネスが創出される機会が生まれています。また、商業・観光産業の側面においては、日本へのインバウンドが大幅に回復したことに加え、日本人の旅行・観光消費も顕著に伸びており、更なる増加が期待されます。

こうした状況を踏まえ、産業の活性化を通じ、雇用やにぎわいを創出すべく、産業経済の更なる成長を後押ししていくことが求められています。

(8) 自然環境の変化

地球温暖化による気候変動や自然災害リスクの増大、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染や生態系破壊など環境問題は今や危機的状況になっています。

こうした状況の中、国は令和2年10月に、2050年脱炭素社会の実現を目標として掲げ、令和3年4月には、令和12年度（2030年度）において温室効果ガスを平成25年度比で46%削減をめざすこと及び50%の高みに向け挑戦を続けていくことを表明しました。令和5年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、令和12年（2030年）までの「ネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）」の実現を掲げました。

また、東京都は、令和12年度（2030年度）までに、温室効果ガス排出量を平成12年度比で50%削減することを目標に、再生可能エネルギー利用の標準化や水素エネルギーの普及拡大等、エネルギーの脱炭素化を進めるほか、自然分野や都市環境分野等、各分野の環境問題を包括的に解決することによって、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」をめざしています。

持続可能な社会を実現するためには、エネルギーの脱炭素化を進め、ごみの減量や資

源循環に取り組むとともに、自然共生社会の実現に向け、生物の生息空間を守り、地域の魅力を高める自然環境を次世代に引き継いでいくことが重要です。

地域社会のすべての主体が、環境への理解と関心を深め、主体的に環境に配慮した行動に取り組んでいくことが求められています。

(9) 大規模自然災害の発生

令和6年能登半島地震、平成28年熊本地震、平成23年東日本大震災など、日本各地で大規模な地震が発生し、甚大な被害が生じており、今後も、首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震の発生が懸念されています。東京都が令和4年に公表した首都直下地震の被害想定では、冬の夕方に都心南部直下地震が発生した場合、区内の死者数726人、負傷者数7,815人と算出され、大田区では避難所避難者数を208,667人と想定しています。

また、地球温暖化などに伴う気候変動により、区の平均気温は平成20年の16.2°Cから令和4年の16.9°Cへと上昇し、1時間の降水量が50mmを超えるような豪雨の発生件数も増加傾向にあります。令和元年東日本台風や西日本で発生した平成30年7月豪雨では、記録的な降雨の影響により、日本各地で甚大な被害をもたらしました。

大規模な地震や風水害などの自然災害や、新たな感染症の蔓延などのリスクへも対応するため、強靱かつ迅速な復興が可能となる都市インフラやオープンスペースの整備、地域防災力の向上などが求められています。

(10) 都市づくりの動向

東京都は、令和3年4月に「臨海副都心」と「中央防波堤エリア」を舞台として、50年・100年先の未来の都市像を描いた「東京ベイ e S G プロジェクト」を策定し、ゼロエミッションの実現や、水とみどりあふれる都市づくりなどを推進しています。

大田区に近接する品川・田町周辺では、高輪ゲートウェイ駅直結の大規模開発をはじめ、令和16年(2034年)以降のリニア中央新幹線の品川ターミナル駅開業を契機として、品川駅周辺における広域拠点性の更なる向上が進むと考えられます。また、羽田空港アクセス線のうち、「東山手ルート」及び「アクセス新線」については、令和13年度の開業をめざし、令和5年6月から本格的な工事が始まりました。川崎市では、新産業創出をめざす「殿町国際戦略拠点」が形成されるとともに、令和4年3月の多摩川スカイブリッジの開通により、羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携が強化され、多摩川両岸の国際競争力の強化及び成長戦略拠点の形成が期待されます。

大田区は、これらの広域的な都市機能立地や広域交通ネットワーク形成の要の位置にあることから、周辺区市とともに更なる活力向上を図っていく必要があります。

(11) デジタル技術の進展

国は、デジタル社会形成の司令塔として、未来志向のDXを大胆に推進し、デジタル時代の官民のインフラを一挙につくり上げることをめざして、令和3年9月にデジタル庁を発足しました。以降、日々進展するデジタル技術の活用に向け、様々な取組を進めています。

国内におけるデジタル技術の進展はめざましく、特にAI（人工知能）や仮想空間（メタバース）は各分野において実用化が進んでいます。

AIについては、AI技術を発展させた「生成AI」が急速に普及し、業務の効率化や住民サービスの向上などに寄与することが見込まれます。モビリティ分野においてもAIをはじめとしたデジタル技術が活用されており、令和5年4月の道路交通法の一部改正により、特定条件下での完全自動運転、いわゆるレベル4での稼働が可能となりました。

仮想空間については、仮想空間上で購入した商品が後日自宅に届くサービスが試験的に実施されています。また、ビジネスの世界でも仮想的なワークスペースとして利用されるなど、様々なシーンでの活用が期待されています。

ただし、AIや仮想空間の技術の進展とともに、プライバシーの保護や倫理的な課題が浮上しているため、このような技術の利用に伴うデータ管理やセキュリティ対策を強化していく必要があります。

こうしたデジタル技術の動向を的確に捉えながら、更なる活用を進めるとともに、急速なデジタル社会の進展に当たり、誰一人取り残されることのないよう、デジタルデバイス解消などの支援を併せて行っていくことも求められています。